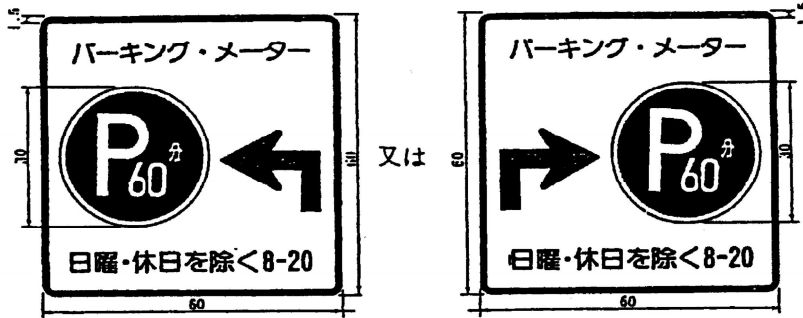
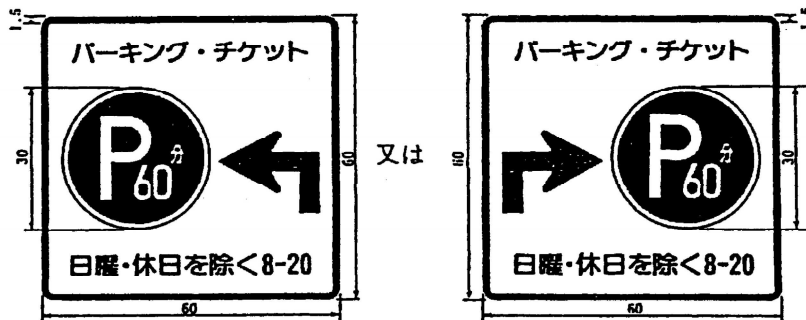


別記様式第一の五（第六条の七関係）

- 1 矢印の方向にパーキング・メーターを設置する時間制限駐車区間が在ることを示す表示板



- 2 矢印の方向にパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間が在ることを示す表示板



- 備考 1 図示の「60」、「日曜・休日を除く」及び「8-20」並びに矢印は、例示とする。
- 2 円形の記号の部分については、文字（数字を含む。以下別記様式第一の六までにおいて同じ。）及び縁の色彩は白色、地の色彩は青色とし、その他の部分については、文字、矢印及び縁の色彩は青色、地の色彩は白色とする。
- 3 表示板には、反射材料を用い、又は夜間照明装置を備えるものとする。
- 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 5 道路及び交通の状況により必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。